

議案第8号

令和4年度

佐倉市水道事業会計予算書

令和4年度 佐倉市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和4年度佐倉市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 件 数	72,300 件
(2) 年 間 総 配 水 量	17,629,500 m ³
(3) 一 日 平 均 配 水 量	48,300 m ³
(4) 主 な 建 設 改 良 事 業	
改良工事	1,324,070 千円
浄水場施設改良工事	118,000 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収 入
第1款	水道事業収益	4,362,529 千円
第1項	営業収益	3,902,771 千円
第2項	営業外収益	459,748 千円
第3項	特別利益	10 千円

		支 出
第1款	水道事業費用	4,315,636 千円
第1項	営業費用	4,201,622 千円
第2項	営業外費用	89,014 千円
第3項	特別損失	5,000 千円
第4項	予 備 費	20,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,017,021千円は損益勘定留保資金等で補てんするものとする。)

		収 入
第1款	資本的収入	140,323 千円
第1項	負 担 金	34,526 千円
第2項	国 県 支 出 金	105,787 千円
第3項	固定資産売却代金	10 千円

		支 出
第1款	資本的支出	2,157,344 千円
第1項	建 設 改 良 費	2,022,277 千円
第2項	企 業 債 償 還 金	110,345 千円
第3項	国庫補助金返還金	4,722 千円
第4項	予 備 費	20,000 千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1. 資本的支出	1. 建設改良費	ユーカリが丘一丁目・二丁目地先 水道管耐震化工事	121,660	令和4年度	72,996
				令和5年度	48,664
		白銀一丁目・上代地先水道管耐震 化工事	88,220	令和4年度	52,932
				令和5年度	35,288

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

事項	期間	限度額
水道メーター取替業務委託	令和4年度から令和5年度まで	61,355
次亜塩素酸ナトリウム購入	令和4年度から令和5年度まで	30,272
水質検査等業務委託	令和4年度から令和5年度まで	13,090
浄水場・中継ポンプ場等管理業務委託変更分	令和4年度から令和7年度まで	13,915
佐倉市上下水道ビジョン見直し支援業務委託	令和4年度から令和5年度まで	5,940
公営企業会計システム賃借 (令和4年度増額分)	令和4年度から令和8年度まで	528

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用との間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額をこれらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の他の経費の金額に流用し、又はこれら以外の他の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 242,537千円

(2) 交際費 100千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、55,879千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

(1) 取得する資産

(単位：千円)

種類	名称	金額
工具器具及び備品	イオンクロマトグラフ分析装置	20,456

令和4年2月21日提出

佐倉市長

西田 三十五